

2024年5月30日

和気町産業振興課

和気町益原多目的公園でのキッチンカー等の出店募集要項

1 出店可能場所

名称：和気町益原多目的公園（通称：和気鶴飼谷交通公園）

住所：岡山県和気郡和気町益原681-1

詳細な出店可能場所は、別添位置図のとおり。

なお、1日につき1事業者のみの出店とします。

2 出店可能日時

平日 及び 土日祝日 の 午前9時から午後5時までの間

※年末年始などの公園休園日を除く

3 申請期間

申請期間は年4回です。使用期間3か月分をまとめて申請してください。申請が重複した場合は選考となります。申請結果については、申請書に記載されたメールアドレス又は電話番号に連絡します。

なお、申請期間外でも、申請がなかった日については先着順で受け付ける場合があります。

期	使用期間	申請期間
1	4月～6月	3/1～3/15
2	7月～9月	6/1～6/15
3	10月～12月	9/1～9/15
4	1月～3月	12/1～12/15

※申請期間の初日及び最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日とします。

4 共通事項

【使用料】

1店舗につき1日2,400円（消費税込み）

5 その他の留意事項

- ・各種関係法令等を遵守すること。
- ・電力、水、その他出店に関わるものは、出店者各自で用意すること。やむを得ず公園施設内の電力を使う場合は、1日2,000円を徴収します。
- ・公園利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう騒音や振動、異臭などに十分配慮すること。
- ・出店及び販売にかかるゴミは、排水などと共に出店者が自ら持ち帰ること（購入者が捨てた包装紙等を含む）。
- ・出店終了後は、出店前と同じ状況へ戻すこと（原状回復）。
- ・販売品についての事故や苦情は出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- ・原則、酒類の販売は禁止とします。
- ・町が主催するイベント等に伴い、出店を控えていただく場合があります。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当する団体及び同団体の利益となる場合などは、出店できません。
- ・虚偽の申請をした場合などは、許可を取消す場合があります。
- ・公園内等の既設店舗との関係により、販売品を一部制限させていただく場合があります。
- ・2事業者以上の申請があった日については、産業振興課による選考を行います。

6 申請書類

次の書類を和気町産業振興課に提出してください（郵送可。締切日必着）。

申請内容によっては、追加資料を提出していただく場合があります。

- ・ 出店申込書
- ・ 留意事項に係る承諾書
- ・ 保健所等の出店に必要な許認可証の写し（許可の条件に「移動販売車」と車両ナンバーの表示があるもの）
- ・ 出店するキッチンカー等の写真（車両ナンバーが写っている全景写真）

7 出店料について

原則、実績払い（あと払い）とします。